

# 取締役会議事録

日本アジア投資株式会社

1. 日 時 2025 年 10 月 24 日(金)

開会 11 時 00 分

閉会 11 時 40 分

2. 場 所 日本アジア投資株式会社 本社第 1 会議室  
東京都千代田区九段北 3 丁目 2 番 4 号

3. 出席取締役(監査等委員を含む) 取締役総数 5 名 出席取締役数 5 名

4. 招集者及び議長 代表取締役 丸山 俊

## 5. 議 事

### 1. 決議事項

#### 第1号議案 決議事項

#### 第三者割当による新株式、2025 年第 1 回新株予約権及び 2025 年第 2 回新株予約権の発行について

##### (1) 議案の内容

本議案について、取締役岸本謙司より、当社普通株式（以下「本株式」という。）、2025 年第 1 回新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」という。）及び 2025 年第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して以下「本新株予約権」といい、本株式、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権を個別に又は総称して「本発行証券」という。）を別紙 1 乃至 3 の通り発行し、本株式及び第 1 回新株予約権の全てを投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド（以下「経営者ファンド」という。）、ダイナミックソリューショングループ株式会社（以下「D S G」という。）、株式会社アルファステップ（以下「アルファステップ」という。）、株式会社エヌ・ケー興産（以下「エヌ・ケー興産」という。）及びグロースパートナーズ投資組合（経営者ファンド、D S G、アルファステップ及びエヌ・ケー興産とあわせて個別に又は総称して以下「割当予定先（事業パートナー）」という。）に、第 2 回新株予約権の全てを EVO FUND にそれぞれ割り当てたい旨、割当予定先（事業パートナー）との間で、本株式について本取締役会に提出された様式の第三者割当募集株式総数引受契約書（以下「株式総数引受契約」という。）、並びに第 1 回新株予約権について本取締役会に

提出された様式の 2025 年第 1 回新株予約権第三者割当契約証書（以下「第 1 回新株予約権割当契約」という。）及び第三者割当 2025 年第 1 回新株予約権総数引受契約書（以下「第 1 回新株予約権総数引受契約」という。）を、EVO FUND との間で第 2 回新株予約権について本取締役会に提出された様式の 2025 年第 2 回新株予約権割当契約書（以下「第 2 回新株予約権割当契約」という。）及び 2025 年第 2 回新株予約権総数引受契約書（株式総数引受契約、第 1 回新株予約権割当契約、第 1 回新株予約権総数引受契約及び第 2 回新株予約権割当契約とあわせて個別に又は総称して以下「本契約」という。）をそれぞれ締結したい旨、並びに本契約の締結その他本発行証券の発行に関する必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を当社代表取締役に付与したい旨の説明があった。

(2) 第三者算定機関の評価報告書

また、本新株予約権について株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）から当社宛に提出された令和 7 年 10 月 24 日付「特約条項付新株予約権評価報告書」に記載されている本新株予約権の評価額及びその算定方法その他の内容、市場の状況、当社の財政状況その他の事情を踏まえ、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行条件をそれぞれ別紙 2 及び別紙 3 の通りとした理由についても詳細な説明があった。

(3) 第三者委員会の意見

さらに、議長より、当社と利害関係のない社外有識者 1 名と当社社外取締役 2 名によって構成される第三者委員会から当社宛てに提出された意見書において、本発行証券の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られたことについて詳細な説明がなされた。

(4) 結論

以上の説明を踏まえ、本発行証券の発行、本契約の締結及び当社代表取締役に対する上記権限の付与についてその可否を諮ったところ、慎重審議の結果、全員一致をもってこれを承認可決した。

なお、経営者ファンドに対する本株式及び第 1 回新株予約権の割当て並びに当該割当てに係る株式総数引受契約、第 1 回新株予約権割当契約及び第 1 回新株予約権総数引受契約の締結については、会社法 356 条第 1 項第 2 号の利益相反取引に該当するところ、本議案は、会社法第 356 条第 1 項及び第 365 条第 1 項の規定に基づく承認も兼ねている。

また、本議案のうち経営者ファンドに対する本株式及び第 1 回新株予約権の割当て並びに当該割当てに係る株式総数引受契約、第 1 回新株予約権割当契約及び第 1 回新株予約権総数引受契約の締結に関する部分については、当社代表取締役の丸山俊は、経営者ファンドの無限責任組合員であるガバナンス・パートナーズ株式会社の代表取締役を務めており、特別利害関係者に該当すること

から、審議及び決議に参加しなかった。また、当該審議については、岸本謙司取締役が議長となり、議事を進行した。

(5) 監査等委員会の意見

① 本株式について

なお、議長より監査等委員会に本株式の発行に関して意見を求めたところ、監査等委員会から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠し、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案して決定されたもので、適正かつ妥当であり、割当予定先（事業パートナー）に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ている。

② 本新株予約権について

また、議長より監査等委員会に本新株予約権の発行に関して意見を求めたところ、監査等委員会から、第三者算定機関である赤坂国際会計は新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められること、赤坂国際会計は当社と資本関係も顧問契約関係もなく当社経営陣から独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先（事業パートナー）及びEVO FUND から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価値の評価についてはその算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から提出を受けたデータ・資料に照らし合理的なものであると判断できること、並びに本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の発行は割当予定先（事業パートナー）及びEVO FUND に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ている。

全ての議題の審議は終了し、議長は閉会を宣した。

以上、上記の議事録が正確であることを承認するため、出席取締役が次の通り記名捺印する。

2025年10月24日

議長 代表取締役

丸山俊

取締役

岸本謙司

取締役

橋徳人

取締役

澁谷功

取締役

丸山千名美

(別紙1)

日本アジア投資株式会社  
普通株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 1,000,000 株

2. 募集株式の払込金額

1株につき 252 円とする。

3. 払込金額の総額

252,000,000 円

4. 申込期日

2025 年 11 月 10 日

5. 払込期日

2025 年 11 月 10 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 : 126,000,000 円

資本準備金 : 126,000,000 円

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、新株式を以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド	440,000 株
ダイナミックソリューションズグループ株式会社	440,000 株
株式会社アルファステップ	40,000 株
株式会社エヌ・ケー興産	40,000 株
グロースパートナーズ投資組合	40,000 株

8. 払取扱場所

株式会社商工組合中央金庫 神田支店

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

(別紙2)

日本アジア投資株式会社 2025年第1回新株予約権  
発行要項

- |    |                                 |   |
|----|---------------------------------|---|
| 1. | 新株予約権の名称                        | 日本アジア投資株式会社 2025年第1回新株予約権<br>(以下「本新株予約権」という。)   |
| 2. | 本新株予約権の払込金額の総額                  | 金 320,000 円(本新株予約権 1 個当たり 8 円)  |
| 3. | 申込期日                            | 2025 年 11 月 10 日  |
| 4. | 割当日及び払込期日                       | 2025 年 11 月 10 日  |
| 5. | 募集の方法                           | 第三者割当の方法により、本新株予約権を以下のとおり<br>割り当てる。<br>投資事業有限責任組合ガバナンス・<br>パートナーズ経営者ファンド 17,600 個<br>ダイナミックソリューション<br>グループ株式会社 17,600 個<br>株式会社アルファステップ 1,600 個<br>株式会社エヌ・ケー興産 1,600 個<br>グロースパートナーズ投資組合 1,600 個  |
| 6. | 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法        | <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 4,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株<br/>(以下「割当株式数」という。))とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p> |
| 7. | 本新株予約権の総数                       | 40,000 個  |
| 8. | 各本新株予約権の払込金額                    | 金 8 円   |
| 9. | 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 | <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に<br/>割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り<br/>捨てる。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又<br/>は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1<br/>株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、252 円とする。</p>   |

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{c} \text{既発行} \quad \text{+} \quad \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{調整後} \quad = \quad \text{調整前} \quad \times \quad \text{普通株式数} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} \quad \quad \quad \text{行使価額} \quad \quad \quad \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、日本アジア投資株式会社 2025 年第 2 回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確

定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を使用した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 0.1 円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数

は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (1) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (2) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2025年11月11日から2027年11月10日までとする。なお、行使期間の末日が営業日でない場合はその前営業日を行使期間の末日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第11項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

14. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法  
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。  
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。  
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
20. 払込取扱場所 株式会社商工組合中央金庫 神田支店  
21. その他  
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。  
(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(別紙3)

日本アジア投資株式会社 2025年第2回新株予約権  
発行要項

- |     |                                 |   |
|-----|---------------------------------|---|
| 1.  | 新株予約権の名称                        | 日本アジア投資株式会社2025年第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)  |
| 2.  | 本新株予約権の払込金額の総額                  | 金1,200,000円(本新株予約権1個当たり12円)   |
| 3.  | 申込期日                            | 2025年11月10日   |
| 4.  | 割当日及び払込期日                       | 2025年11月10日   |
| 5.  | 募集の方法                           | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。   |
| 6.  | 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法        | <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p> |
| 7.  | 本新株予約権の総数                       | 100,000個  |
| 8.  | 各本新株予約権の払込金額                    | 金12円  |
| 9.  | 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 | <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、252円とする。</p>  |
| 10. | 行使価額の修正                         | <p>(1) 行使価額は、割当日の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年10月24日(以下「価格算定日」という。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金</p>  |

額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間に終値が存在しなかつた場合又は当該価格算定期間内のいずれの取引日にも終値が存在しなかつた場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期日又は価格算定期間内のいずれかの取引日において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期日又は当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。下限行使価額は、当初126円とする。

- (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行}}{\text{調整後}} \times \frac{\text{普通株式数}}{\text{調整前}} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、

株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、日本アジア投資株式会社 2025 年第 1 回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に} \\ \text{(調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1 円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2025 年 11 月 11 日から 2027 年 5 月 11 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の 11 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第 12 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。
15. 新株予約権証券の発行
- 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社商工組合中央金庫 神田支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
23. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。